

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月24日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	静岡県
3. 市区町村名	牧之原市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	113-3-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.makinohara.shizuoka.jp

執行機関名 牧之原市教育委員会

知事等(教育委員会)が行う就学援助に関する事務(小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	牧之原市就学援助費事務処理要領による就学援助費の支給に関する事務であって事務処理要領で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		牧之原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第一第七の項 牧之原市就学援助費事務処理要領による就学援助費の支給に関する事務であって事務処理要領で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年三月三十一日)第一条	牧之原市就学援助費事務処理要領 第1-1

<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>第一条 この法律は、<u>高等学校等の生徒等</u>がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る<u>経済的負担の軽減</u>を図り、もって<u>教育の機会均等</u>に寄与することを目的とする。</p>	<p>第1 概要 1 主旨 この制度は、「学校教育法(昭和22年法律第26号)(以下、「学校教育法」という。)第19条に掲げる<u>就学援助</u>の主旨に沿って、<u>学齢児童生徒</u>の保護者に対して必要な援助を行う制度である。「学校教育法」第19条には「<u>経済的理由</u>によって就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」と規定されている。すなわち、保護者がその子女に義務教育を受けさせるための経費が経済的理由で負担できず、就学困難と認められる場合に、市町村が必要な援助をするという主旨である。 国は、本制度に対して「就学困難な児童生徒にかかる就学奨励について国の援助に関する法律(昭和31年法律第40号)」「学校給食法(昭和29年法律第160号)」及び「学校保健安全法(昭和33年法律第56号。以下、「学校保健安全法」という。)」により、補助基準並びに範囲等を定め、<u>すべての学齢児童生徒が等しく円滑なる義務教育を享受</u>できるよう配慮している。</p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<p>牧之原市就学援助費事務処理要領</p>